

申請書類の郵送受け付けについて（経営事項審査）

経営事項審査について、郵送でも受け付けを行います。

◎ 提出方法

- 決算変更届を提出する際に経審の受審日を予約してください（予約方法は下記参照）。
- 経営事項審査の受審日までに申請書類一式が届くように郵送してください。
- 一般書留など記録が残る方法で郵送してください。

※ 日本郵便（郵便（一般書留等）、レターパック（○赤色の封筒、×青色の封筒））か佐川急便の飛脚特定信書便をご利用ください。申請等書類は信書に該当するため宅急便やゆうパックでは送れません。

- 提出・提示書類については、持参により提出する場合と基本的には同じですが、次の点が持参の場合と異なります。

- ・提示書類については、**すべて写しを同封**してください（原本提示は省略することとします。）。
- ・決算変更届の副本については、工事経歴書と直前3年の各事業年度における工事施工金額のみ写しを同封してください。
- ・民間工事の完成工事高を確認するための請負契約書は、経営事項審査を受審する業種について、元請・下請の区分ごとに金額の大きい上位5件の写し（工事名（工事内容）、工期、発注者が分かる部分）を同封してください。

※ 書類の不足や不備等のため受け付けできない場合は、職員が電話でご連絡します。

- 受け付け後、**申請書類の副本（事業者控え）及び提示書類を返送**しますので、**必ず返信用封筒を同封**してください。

※ 返信用封筒はできるだけレターパックとしてください（書類を提出する場合と同様に記録が残る方法で返信しますので、郵便封筒の場合は、あらかじめ一般書留等に必要な切手を貼り付けてください。）。

[受審日の予約について]

○建設業許可における決算変更届提出の際に予約してください。郵送で決算変更届を提出する場合は、「決算変更届（正本・副本）」の表紙右上に、それぞれ「**経審**」と**朱書き**の上、付箋等で、日程表から希望する日程を3つ記載してください（日程表は経営事項審査の手引き参照）。

例) 5/18AM、5/20、5/21PM

提出書類・提出方法等について、御不明な点は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

山梨県県土整備部県土整備総務課建設業対策室

甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁北別館3F

TEL 055-223-1843 FAX 055-223-1844